

兵庫県公報

令和7年1月28日 火曜日 第586号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	1
○ 土地改良区の解散認可（同）	2
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	2
○ 保安林の指定（治山課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 保安林の指定予定（同）	7
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産漁港課）	7
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	7
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	7
公 告	
○ 入札公告（広報広聴課）	8
○ 同 上（同）	10
○ 令和7年度兵庫県広報紙編集業務企画提案コンペの実施（同）	12
○ 入札公告（川西こども家庭センター）	14
○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）	16
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（都市計画課）	17
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	17
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	17
○ 入札公告の取消し（西播磨県民局）	18
企業庁公告	
○ 入札公告	18
病院局公告	
○ 入札公告	21
労働委員会公告	
○ 審査の期間の目標及び審査の実施状況	24
教育委員会告示	
○ 博物館の登録	25

告 示

兵庫県告示第39号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
兵庫県揖保川岩浦土地改良区	令和6年4月8日



兵庫県告示第40号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
高田西部土地改良区	令和6年12月9日



兵庫県告示第41号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

高田西部土地改良区

氏名	住所
前川正弘	赤穂郡上郡町與井586番地
小寺政廣	同 郡同 町與井828番地1
福井邦明	同 郡同 町與井138番地3
山本和明	同 郡同 町與井22番地2
福田和典	同 郡同 町與井新151番地
岩本國男	同 郡同 町與井657番地
末政貴広	同 郡同 町與井425番地4



兵庫県告示第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町香住区米地字三俵101から128まで、128の1、129、字大田133、133の1、134、134の1、135
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区市原字シムクレ304の1、304の2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第44号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区熊波字新味1276、1277、字青梨1278の1、1280
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町小代区秋岡字わた丸921の1、921の2、字ホウソウガナル922の1、922の2、字おんじ926の1、926の2
- 2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町小代区秋岡字細野1054の1、1058の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区訓谷字中山640、641、643、644、645の1、646、647

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**兵庫県告示第48号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町香住区訓谷字熊ヶ谷1045、1046・1047の1・字倉谷1082の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1082の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字熊ヶ谷1045、1046、1047の1、字倉谷1082の1、1082の3
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**兵庫県告示第49号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町香住区無南垣字朝照1002の1、字左近谷東1104の1、字左近谷西1105の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**兵庫県告示第50号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町香住区隼人字ミノフ517の161
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第51号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区丹生地字北ヶ谷415の1、415の2、416の2から416の6まで、432

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第52号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区浦上字石原643、字大谷876の1から876の9まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第53号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
洲本市五色町都志大宮字飛谷509の1、512の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字飛谷509の1・512の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第54号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、令和3年兵庫県告示第84号(付保義務の発生)で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和7年2月7日限りで消滅する。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

湊加入区



兵庫県告示第55号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和7年2月8日から発生する。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

湊加入区



兵庫県告示第56号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
高砂市荒井町新浜二丁目2758番111、2758番112、2758番113の各一部
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年1月28日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

(1) 業務件名

令和7年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」の印刷・新聞折込・運送業務

(2) 仕様等

契約担当者が示す入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県総務部秘書広報室広報広聴課地域広報班 藤野

電話（078）362-3019（直通）

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年1月28日（火）から同年2月13日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和7年3月12日（水）午前10時 兵庫県庁第1号館7階会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条

第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年3月11日（火）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。以下同じ。）の100分の5以上の額を、令和7年3月10日（月）の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和7年3月10日（月）以前の任意の日を開始日とし、同年4月1日（火）以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を令和7年2月13日（木）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の日時及び場所に到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年4月1日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Print, newspaper insert and transport of public information paper “kenmin dayori Hyogo”

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2025 through March 31, 2026

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for indicating will to participate in tendering procedures:

16:00 February 13, 2025

(6) Deadline for tender:

16:00 March 11, 2025 by mail

10:00 March 12, 2025 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Fujino, Public Relations Division, General Affairs Department, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 Ext. 2072



入札公告

令和7年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」、兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」及び兵庫県ホームページの広告掲載業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年1月28日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

(1) 業務件名

令和7年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」、兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」及び兵庫県ホームページの広告掲載業務

(2) 仕様等

契約担当者が示す入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参

加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県総務部秘書広報室広報広聴課地域広報班 藤野
電話(078)362-3019(直通)
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和7年1月28日(火)から同年2月13日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)
午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和7年3月12日(水)午前10時30分 兵庫県庁第1号館7階会議室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年3月11日(火)午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。以下同じ。)の100分の5以上の額を、令和7年3月10日(月)の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
保険期間は本件入札の参加申込後で、令和7年3月10日(月)以前の任意の日を開始日とし、同年4月1日(火)以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を令和7年2月13日(木)午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。
イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の日時及び場所に到達していること。
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年4月1日(土)までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入

札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格以上であって最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。



令和7年度兵庫県広報紙編集業務企画提案コンペの実施

令和7年度兵庫県広報紙編集業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを次のとおり実施する。

令和7年1月28日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 趣旨

令和7年度兵庫県広報紙について、兵庫県のさまざまなことがわかり、兵庫県のことがもっと好きになる広報紙づくりをするため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称

令和7年度兵庫県広報紙編集業務企画提案コンペ

(2) 方法

紙面構成等の企画提案を求める。

(3) 提案対象

タブロイド判8面の「県民だよりひょうご（仮）」のうち、5面分の作品とする。

(4) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

イ 事務局

兵庫県総務部秘書広報室広報広聴課地域広報班（以下「事務局」という。）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館4階）

電話（078）362-3019 ファックス（078）362-3903

電子メール kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で応募図書の受付期間中に出納局物品管理課へ申請し、物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、応募申込書の提出期限日及び選考委員会の日において受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 県広報紙編集基本要領に従って発行業務を行えること。
- 4 応募手続
- (1) 募集要項の配布
 - ア 配布方法
事務局において配布するほか、県ホームページに掲載する。
 - イ 配布期間
令和7年1月28日（火）から同年2月18日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 応募図書の受付
 - ア 受付方法
事務局に持参すること。
 - イ 受付期間
令和7年1月28日（火）から同年2月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時（令和7年2月25日（火）は午後3時）まで（正午から午後1時までを除く。）
- 5 募集要項の内容に関する質疑及び回答
- (1) 質疑
 - ア 質疑の方法
電子メール又はファックスにより事務局に提出すること（募集要項に定める質疑応答書によること。）
 - イ 質疑受付期間
令和7年1月28日（火）午前9時から同年2月7日（金）午後5時まで
 - ウ 回答
令和7年2月10日（月）までに、電子メールにより回答するほか、県ホームページに掲載する。
- 6 応募図書等
- (1) 応募図書
応募図書は次のとおりとする。なお、審査の必要上、後日、追加の資料の提出を求められることがある。
 - ア 応募申込書（募集要項に定める様式）
 - イ 会社概要
 - ウ スタッフ略歴
 - エ 提案作品（10部）
 - オ 企画説明書（募集要項に定める様式）（10部）
 - カ 応募者が主となって制作した定期刊行物
 - キ 見積書
 - (2) 応募図書の著作権の帰属
応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当選し採用されたアイデア、レイアウト等については、契約終了後も県が引き続き使用する場合がある。
 - (3) 応募図書の提出後の取扱い
 - ア 応募図書は非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公開する。
 - イ 応募図書は、返却しない。
- 7 応募に要する費用
応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

8 当選者の決定及び通知の方法

(1) 審査及び選考方法

ア 提出物に不備のある者は受け付けない。

なお、応募者は提出に先立ち、提出物について不備がないか事前審査を受けることができる。

イ 県が設置する選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選ぶこととする。

なお、審査に際しては、令和7年3月11日（火）に企画のプレゼンテーション発表を求める。

ウ 県は、選考委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

エ 応募者が5者を超える場合、選考委員会において、提出物等による1次審査を実施する場合がある。

(2) 当選者等の通知

応募者全員に、応募件数及び当選者の名称を郵送で3月中旬に通知する。

9 当選者の取扱い

所定の手続を経た後、当選者に令和7年5月号から令和8年4月号までの県広報紙の編集業務を委託する。

10 その他の応募条件等

県広報紙編集業務企画提案コンペ募集要項による。



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年1月28日

契約担当者

兵庫県川西こども家庭センター所長 山元浩司

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県庁WANパソコンのリース（賃貸借） 17台

(2) 契約案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 賃貸借期間

令和7年3月1日から令和12年2月28日まで（60ヶ月）

(4) 納入期限

令和7年3月10日（月）

(5) 納入場所

兵庫県川西こども家庭センター及び兵庫県川西こども家庭センター一時保護所
（詳細は仕様書のとおり）

(6) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に県

内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒666-0017 川西市火打1丁目12番16号 キセラ川西プラザ3階
兵庫県川西こども家庭センター総務課 担当 橋詰
電話 (072) 756-6633 F A X (072) 756-6006
- (2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和7年1月28日(火)から同年2月3日(月)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和7年2月10日(月)午後2時 キセラ川西プラザ2階 共用会議室A
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和7年2月7日(金)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認について

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
 - ア 受付期間
令和7年1月28日(火)から同年2月3日(月)まで(持参の場合は県の休日を除く。)の毎日午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)
 - イ 受付場所 上記3(1)に同じ。
 - ウ 提出書類
 - (7) 仕様確認申込書
 - (4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等
 - エ 提出方法 持参又はF A Xにより提出すること。
 - オ 確認の結果 令和7年2月6日(木)午後5時までに、入札者に通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品について入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。
 - イ 国(公社・公団を含む。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 契約保証金
契約金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書(契約保証金の免除

についての誓約書)」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。
- イ 入札保証金を求める場合、所定の日時まで納付されていること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。
 なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に届出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。



景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 株式会社デベロップ
 代表者の氏名 代表取締役 岡村健史
 住所 千葉県市川市市川1-4-10 市川ビル8F
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称) HOTEL R9 The Yard 丹波
 所在地 丹波市氷上町横田字下中ら堂631番1、634番1の一部、634番5の一部
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 まちづくり部都市政策課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 令和7年1月28日から同年2月10日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先

提出期間 令和7年1月28日から同年2月10日まで

提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課



大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン小野店
 所在地 小野市王子町字太良右兵エ門池868番地1
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
 21,745平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
 0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
 令和7年1月15日
- 5 届出年月日
 令和7年1月14日



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 （仮称）マルアイ南広畑店
 所在地 姫路市広畑区高浜町二丁目1ほか
- 2 法第8条第1項の規定により姫路市から述べられた意見の概要
 - (1) 産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物保管基準を遵守し、適正に保管すること。また、産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、同法による委託基準を遵守すること。
 - (2) 附帯設備が特定施設等に該当する場合は、法令に基づく手続を行うこと。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
 令和7年1月28日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 揖保郡太子町上太田字赤帆29番2、29番3、29番23、29番24
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

揖保郡太子町馬場171番地1
 森興業株式会社 代表取締役 久保芳達

- 3 許可年月日及び許可番号
 令和6年12月26日
 兵庫県指令建指第1-1号(6太子)



入札公告の取消し

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の入札手続を中止したので、次のとおり公示する。
 令和7年1月28日

契約担当者

兵庫県西播磨県民局長 城下隆広

- 1 対象工事
 (1) 公告日
 令和6年10月1日
 (2) 工事名
 治水(引)6025-0-003号
 (一) 揖保川水系引原川引原ダム 引原ダム再生建設工事
 2 中止した日
 令和7年1月8日
 3 中止理由
 入札公告等配付資料の記載内容に齟齬があったため。

企業庁公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。
 令和7年1月28日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 梶本修子

- 1 入札に付する事項
 (1) 件名
 水道用及び工業用水道用薬品の購入
 (2) 品目及び数量

ア 次亜塩素酸ナトリウム	1,549,000キログラム
イ ポリ塩化アルミニウム	5,276,000キログラム
ウ 高機能粉末活性炭(5パーセントWET)	1,048,300キログラム

 (3) 購入物品の特質等
 購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 数量は、浄水処理水量及び水質等により変動することがある。
 (4) 納入期間
 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで
 各納入場所からの指示により随時納入すること。
 (5) 納入場所
 多田浄水場(川西市多田院字巖陰6-3 広域水道事務所)
 神出浄水場(神戸市西区神出町田井3-1 利水事務所)
 三田浄水場(三田市西野上字上通り152 広域水道事務所)
 船津浄水場(姫路市船津町字平田4552-1 利水事務所)
 市川工業用水道管理所(姫路市飾磨区妻鹿甲の甲ヶ山394-13 利水事務所)
 (6) 入札方法

前記(2)アからウまでのそれぞれの物品ごとに入札に付する。

なお、入札金額は、各物品の1キログラム当たりの単価とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

3 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付期間及び契約条項を示す期間
令和7年1月28日（火）から同年2月12日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課 担当 沖田
電話（078）341-7711 内線5438

4 入札参加の手続

本件入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間
令和7年1月29日（水）から同年2月12日（水）まで（持参の場合は、兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出場所
前記3(2)に同じ。

5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時

ア 次亜塩素酸ナトリウム	令和7年3月13日（木）午後1時30分
イ ポリ塩化アルミニウム	令和7年3月13日（木）午後2時00分
ウ 高機能粉末活性炭（5パーセントWET）	令和7年3月13日（木）午後2時30分
- (2) 入札及び開札の場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁西館 5階会議室
- (3) 入札の方法
前記(1)の日時に、前記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和7年3月12日（水）午後5時までに、前記3(2)の場所に必着のこと。
- (4) 入札保証金
入札書記載金額に前記1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年3月11日（火）午後3時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険

証書を入札保証金に代えて提出すること。

(5) 契約保証金

契約金額（落札価格に前記1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(6) 入札者に求められる義務

ア 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類を令和7年2月12日（水）午後5時までに提出すること。

(イ) 卸売業者又は小売業者が入札参加希望の場合

前記1(2)の各物品の製造業者との間の取引を証明できる書類（製造業者の代理店証明等の原本（証明書発行権限がある者の記名押印があること。））

(ロ) 製造業者が入札参加希望の場合

前記1(2)の各物品の製造を証明できる書類

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(7) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和7年4月1日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、これらと入札内容が分明であること。

キ 入札金額は、契約対象となる前記1(2)の各物品の1キログラム当たりの単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。

なお、契約代金の支払に当たっては、入札書に記載された単価に指示した数量を乗じた金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、前記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(8) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

ア 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことによ

り落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあつては、入札立会人がくじを引くこととする。

また、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(10) 契約書の作成の要否

要作成

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があつた後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 契約代金の支払に当たっては、契約希望金額に指示した数量を乗じた金額をその都度支払うものとする。

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 問合せ先

前記3(2)に同じ。

7 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Naoko Kajimoto, Superintendent of Public Enterprises of Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

a. 1,549,000kg of sodium hypochlorite

b. 5,276,000kg of polyaluminum chloride

c. 1,048,300kg of High-Performance activated carbon powder (5%WET contained)

(3) Delivery period: From April 1, 2025 to March 31, 2026

(4) Delivery places:

Tada Water Purification Plant (Waterworks Office)

Kande Water Purification Plant (Water Utilization Office)

Sanda Water Purification Plant (Waterworks Office)

Funatsu Water Purification Plant (Water Utilization Office)

Ichikawa River Industrial Waterworks Office (Water Utilization Office)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 February 12, 2025

(6) Deadline for tender:

The following are deadlines which are specified respectively for each group of the products described in (2)

a. 13:30 March 13, 2025

b. 14:00 March 13, 2025

c. 14:30 March 13, 2025

Should tenders mail their bids, please make sure bids for all the items will arrive by 17:00 March 12, 2025

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Okita Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078)341-7711 extension 5438

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年1月28日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量
遠隔操作型内視鏡下手術支援システム 一式
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限
令和7年3月31日（月）
- (4) 納入場所
兵庫県立淡路医療センター 洲本市塩屋1丁目1-137
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県病院局経営課業務班
電話（078）341-7711 内線3450
E-mail:Daisuke_Abe@pref.hyogo.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)シで提出を求める誓約書の交付期間
令和7年1月28日（火）から同年2月4日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ。
- (4) 入札・開札の日時及び場所
令和7年2月13日（木）午前10時00分 兵庫県庁1号館1階入札室
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年2月12日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年2月10日（月）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者がある場合は、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を令和7年2月4日（火）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。
 - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
 - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
 - イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
 - ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
 - サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
 - シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- (6) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要作成
- (8) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 契約に関する条件
この契約については、令和6年度の補正予算が議決され執行可能となることにより効力を生じる。
- (10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Dr.SUGIMURA, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
Surgery support robot system, 1 set
- (3) Delivery period:
Mar. 31, 2025
- (4) Delivery place:
Hyogo Prefectural Awaji Medical Center
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 Feb. 4, 2025
- (6) Deadline for tender:
17:00 Feb. 12, 2025 by mail
10:00 Feb. 13, 2025 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:
Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 3450

労働委員会公告

審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18並びに審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第1項及び第2項の規定により、令和7年における審査の期間の目標及び令和6年における審査の実施状況を次のとおり公表する。

令和7年1月28日

兵庫県労働委員会

会長 米田耕士

1 令和7年における審査の期間の目標

当委員会は、令和7年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。

- (1) 単純な団体交渉拒否事件 6月
- (2) 標準的な事件 1年
- (3) 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっているものをいい、特に複雑な事件とは、主張の内容等が複雑なものをいう。

2 令和6年における審査の実施状況

(1) 取扱事件数

区 分	取扱件数	終結事件	翌年への繰越し
単純な団体交渉拒否事件	0件	0件	0件
標準的な事件	10件	6件	4件
特に複雑な事件	0件	0件	0件
計	10件	6件	4件

(2) 個別事件の審査の実施状況（令和6年中に終結した事件）

事件番号	終結区分	係属日数	調査回数	審問回数	和解回数	尋問証人数	区分
令和4年 (不)第2号	取下げ (関与和解)	460日	13回	0回	0回	0人 (0人)	標準
令和5年 (不)第1号	命令 (棄却)	606日	7回	2回	0回	1人 (1人)	標準
令和5年 (不)第3号	取下げ (関与和解)	361日	7回	0回	0回	0人 (0人)	標準
令和5年 (不)第4号	取下げ (関与和解)	420日	8回	0回	0回	0人 (0人)	標準
令和5年 (不)第6号	取下げ	270日	7回	0回	0回	0人 (0人)	標準
令和6年 (不)第1号	取下げ (無関与和解)	289日	4回	0回	0回	0人 (0人)	標準

(注1) 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数

(注2) 「区分」欄は、1の区分を示す。

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第1号

博物館法(昭和26年法律第285号)第11条の規定により、次のとおり博物館を登録した。

令和7年1月28日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

登録年月日	令和6年12月24日
登録番号	第34号
設置者の名称 及び住所	美樹工業株式会社 兵庫県姫路市北条951番地1
名称	三木美術館
所在地	兵庫県姫路市本町241番地
備考	種別 美術博物館